

後該要事事項ニ対シテ如何ナル処断ニ決シテ異議ナキシ約  
田滿解決セリ

三 解散式

十九日午前十時伊藤園本部ニ於テ籠城ノ解散式ヲ挙ゲ委員長  
山本善平ヨリ簡單ナル五過報告ヲ為シ直々ニ解散ニ出勤スヘ  
キ旨ヲ述ヘ開會ニ夫々出勤セリ

四 和解式

伊藤工場長ハ午前十時頃工場内ニ於テ全職工ニ対シ本亭  
ハ茲ニ無条件解決ニシタルヲ以テ一切ノ感懐ヲ捨テ会社ノ為メ  
努力セラレシト述ヘ左見四週ノ事項ヲ社長ニ相談ノ上実現  
シ得ル確信ヲ有スル旨ヲ明言セリ

一 解雇者ニ対シテハ会社ノ処置ノ決定スル迄ハ日當シ支払フ

ニト

二 爭議者ノ欠勤ハ出勤ト見テ日給ヲ支払フニト

三 爭議費用ハ実費ヲ会社ヲ負担スルニト

四 爭議中出勤セサル職工ニ対シ何割カノ手當シ支給スルニト

右及申(通)報復也

別記 決議文

- 一、解雇者ヲ直々ニ退職セシムルコト
- 一、現工所課長及労務係ヲ信任セス
- 一、退職手當ヲ即時發表セラシ度
- 一、常備奨励金ヲ最低ニ十時間ニシ即時發表スルコト
- 一、病欠欠勤者ニ対シテ六ヶ月間解雇セサルコト
- 一、今回ノ事件ニ対シ絶対犧牲者ヲ出サハルコト